

＜祈りのために＞

「しかし、わたしの言葉を聞いているあなたがたに言うておく。敵を愛し、あなたがたを憎む者に親切にしてください。悪口を言う者に祝福を祈り、あなたがたを侮辱する者のために祈りなさい。あなたの頬を打つ者には、もう一方の頬をも向けなさい。上着を奪い取る者には、下着をも拒んではならない。求める者には、だれにでも与えなさい。人にしてもらいたいと思うことを、人にもしなさい。自分を愛してくれる人を愛したところで、あなたがたにどんな恵みがあるろうか。罪人でも、愛してくれる人を愛している。また、自分によくしてくれる人に善いことをしたところで、どんな恵みがあるろうか。罪人でも同じことをしている。返してもらおうことを当てにして貸したところで、どんな恵みがあるろうか。罪人さえ、同じものを返してもらおうとして、罪人に貸すのである。しかし、あなたがたは敵を愛しなさい。人に善いことをし、何も当てにしないで貸しなさい。そうすれば、たくさんの報いがあり、いと高き方の子となる。いと高き方は、恩を知らない者にも悪人にも、情け深いからである。あなたがたの父が憐れみ深いように、あなたがたも憐れみ深い者となりなさい。（ルカによる福音書6章27-36節）

「あなたの頬を打つ者には、もう一方の頬を向けなさい」という言葉は、クリスチャンでない人にもよく知られている聖句で、クリスチャンとはそうする人だと思われたり、「自分にはとても真似ができない」と、しりごみしたりする人は少なくないと思われます。主イエスはまず「敵を愛し、あなたがたを憎む者に親切にしてください」と要点を述べてから具体例を挙げます。敵とは、あなたがた（弟子たち）に対し、悪口を言う者、侮辱する者です。あなた（弟子）に対して、頬を打つ者、上着を奪い取る者です。それに対して、敵を愛する具体的な行動とは、悪口を言う者に祝福を祈り、侮辱する者のために祈ることです。それは、「敵があなたがたにした同じ方法で仕返しをしてはならない」という意味です。個人の場合も同じです。「頬を打つ者には別の頬を向け、上着を奪い取る者には、下着をも拒んではならない」。これは、「受ける側は、相手の要求すること以上のことを与えなさい」という意味です。

「人にしてもらいたいと思うことを、人にもしなさい」。いわゆる「黄金律」もここではマタイによる福音書7章12節とは異なる意味で用いられます。上着を奪い取る者は、持っていないから奪うので、「奪われる者は敵の欠乏を見抜いて、他にも欠けているものがあればそれを与えよ」と言われるのです。主イエスは、「・・・したところで、どんな恵みがあるろうか。罪人さえ・・・する」という言い方を三度繰り返します。ここでの「罪人」とは、神との関係を持たない人、信仰のない人のことです。私たちの生きる社会では、自分に酷いことをした人には仕返しをし、良くしてくれた人には親切にすることは、ごく当然のこととされます。しかし、主イエスの教えはそんな常識的行動を覆すもので、戸惑い、反発、拒否といった反応を引き起こすのです。それでも主イエスは「敵を愛しなさい」と言われます。その理由は「天の父は恩を知らない者にも悪人も情け深い」からです。主イエスは十字架上で「父よ、彼らをお赦してください。自分が何をしているのか知らないのです」と祈りました。主イエスは弟子たちに教えるだけでなく、自ら「敵を愛する」ということがどういうことを示されたのです。信教の自由を守るべく、異教の日本の社会に生きる私たちにも、敵対すると思われる勢力があるかもしれません。しかしキリスト者には「敵を愛する」という行動原理があります。神の憐れみがどのような人にも注がれていることを知る時、敵さえ愛すべき隣人であることに気付くのです。

（祈り）主よ、憐れんでください。いかなる人もあなたの慈しみの中にあること覚えさせてください。

糸 広国（函館相生教会牧師）

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む (15)

小塩海平 (東京告白教会長老)

Q15 緊急事態条項とは何ですか？

A15 「国外からの攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、大規模災害等の緊急時に、国民の人権を制限し、政府に強大な権限を与えるというのが、「緊急事態条項」です。これは「現行憲法」やこれまでの自民党の改憲草案にもなかったもので、立憲主義の観点からすれば、第九条の改正に勝るほどの改正点と言えます。条文が長いので、さしあたり冒頭部分を引用します。

「改憲草案」第九章 緊急事態

第98条 (緊急事態の宣言)

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

戦争や内乱と災害とでは、準備も対応も異なりますし、災害対策は現行の法律で対応できると言われているにもかかわらず、これを並べているのは、災害時の緊急対応は理解が得やすいからでしょう。実際にこの条項が必要だという人たちは、東日本大震災、熊本地震などに乗じて、緊急事態対応の必要性を訴えています。戦争という緊急事態にも適用されます。

問題点の一つは、権力への歯止めがかからなくなることです。緊急事態宣言には、国会の承認が要るとされていますが（「改正草案」第98条の2項）、「事前又は事後」ですから、いくらでも事後報告にできます。また、「内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる」（「改正草」案第99条1項）、つまり立法府と行政府の垣根が実質的になくなり、首相に権限が集中し、地方自治体の長は首相の部下のようになるのです。さらに、緊急事態宣言が出されると、衆議院は解散されず、衆参両院の「議員の任期及びその選挙期日の特例を設ける」ことができます（「改正草」案第99条4項）。選挙がないわけですから、為政者の権力だけが温存されることになります。

もう一つの問題点は、人権が制限されることです。「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない」（「改正草」案第99条3項）とあります。ここでも、為政者が市民に義務を課すのです。（後略）

新Q15-1

緊急事態条項のもとに、具体的にどのようなことが起こり得るのでしょうか。

新A15-1

あらゆることが起こり得ます。例えば、知る権利の剥奪やSNSを含む通信の監視と妨害、言論・信教の自由の封殺、兵役の義務と強制、預金の封鎖と財産の没収など。マイナンバーカードの強制は、その準備段階といえるかもしれません。このような生殺与奪の権を、無能なだけならまだしも悪意を持つ総理大臣に握らせることになるなら、極めて危険というほかありません。隣国や次世代に対しても致命的な罪を犯すことになります。

ナオミ・クラインはショック・ドクトリン（惨事便乗型資本主義）という言葉で警告を発しています。権力者は緊急事態を虎視眈々と狙っているのです。平時には考えられないことでも、恐怖に

よって思考停止している緊急事態においては、何でも易々と受け入れられてしまいます。真偽の程はわかりませんが、防衛費増強のために、政府が北朝鮮にミサイルを発射してもらっているという説さえ存在します（例えば『北朝鮮のミサイルはなぜ日本に落ちないのか』（2018、白馬社、秋嶋亮）など）。

新Q15-2

教会は緊急事態にどう備えるべきでしょうか。

新A15-2

教会は、戦時には率先して神社参拝を行い、他者にもそれを強制した一方で、最近経験したコロナ禍では、少なくない教会が主日礼拝を自粛しました。しかし、教会は、あらゆる時が、キリストのご支配のもとにあることを証しなければなりません。「時は迫っている」といわれます。教会は、常に緊急事態におかれているのです。

台湾有事問題

川越弘（沖縄伝道所牧師）

琉球弧の島々を戦場にしてはならない

現在、琉球弧（南西諸島）に自衛隊が配備されています。岸田文雄首相は、所信表明で「国民の命と暮らしを守るため、スピード感をもって防衛力を強化する」（2021年12月）と述べました。1941年12月8日、大日本帝国は国民に「自存自衛のため」と報道して真珠湾を攻撃し、アジア諸国を侵略したのです。この言葉は戦争の準備用語です。安保関連3文書は、専守防衛の枠を超えた戦後最悪の決議です。敵基地攻撃能力を持つミサイルは、琉球弧の島々に配備しています。琉球弧諸島は日本の防波堤になることも、他国への攻撃基地になることもあってはなりません。この島々が戦場になることは目に見えています。軍隊が住民を守らないことを、沖縄戦を通じて確認してきました。地獄のような沖縄戦を経験した私たちは、戦争の準備をすることは断じて許すことができません。この時こそ「中国敵視・軍事大国化」の流れに抗することです。

尖閣海域の現状

4月4日のテレビや新聞などは「中国海警船は日本の領域海外にとどまった。その滞在時間は80時間を超え、12年の尖閣諸島の国有化以降で最長となった」と盛んに報道しました。この時、尖閣領域を担当していた離任直前の某海上保安部長は、「2年間の在任中、周辺海域がエスカレートしていると感じる事はなかった」と述べました。注目すべきは「中国海警船の動きは、天候や日本漁船の動きに左右される要素が非常に強い。日本漁船の挑発で中国海警船が出て来るのです」と述べたのです。

1997年の日中漁業協定では、尖閣海域を含む水域では相互に「自国の漁船を取り締まり、相手国漁船の問題は外交ルートでの注意喚起を行う」ことで合意しました。海上保安部長は、その合意に沿って厳粛に海上保安庁が仕事をしていると言います。その漁業協定では、双方が領域認識をして、それぞれ自国の漁船しか取り締まらないということです。中国の海警船が日本漁船を取り締まれば協定違反ですが、「日本の漁船が日本の尖閣領域内に入ると、彼らも追尾して入ってくるだけのことだ」と言うのです。

日中国交正常化の原点

アメリカと日本が「台湾・尖閣有事」を問題視している中で、4月1日、林芳正外相が中国を訪問し、秦剛外相と会談しました。その時秦剛外相は、台湾問題が中国の核心であり「日中関係の政治的な基礎に関わる」と語りました。ポツダム宣言第8項では「カイロ宣言の条項は履行せられるべく」とあります。そのカイロ宣言には「日本が清国から盗み取った台湾などは、中華民国（その後の中華人民共和国）に返還されるべきもの」となっています。1972年、日本政府は、中国との「国交正常化」のために「ポツダム宣言第8条に基づく立場を堅持する」との文案を提案したのです。日本は罪を犯したことを認めて、謝罪することなしには、両国関係の正常化は不可能であったのです。その時は「尖閣問題を棚上げ」にしたのです。

ロシアのウクライナ侵攻後、アメリカの高官は「台湾独立」を挑発し、中国の怒りを証拠として中国軍による台湾有事が迫っていると騒ぎ立て、岸田首相も「次は東アジア」と語りました。さらにマスコミのウクライナ戦争報道もこれに応じて、中国による台湾侵攻が近いと危機感を煽ったのです。しかし51年前の「日中共同声明」・「平和条約を」は現実に生きており、それを踏まえて外交平和の努力をすべきです。

沖縄県議会・石垣市議会の意見書と民衆運動

沖縄県議会は3月30日「沖縄を再び戦場にしないよう求める」意見書を採択し、日本政府に「日中両国において確認された諸原則を遵守し外交努力」を求めました。石垣市議会も3月20日、「日中両国間の諸問題について外交的解決を求める意見書」を採択し、「原点到に立ちかえり、平和友好関係を堅持していく冷静な対応」を求めています。民衆の間では、2月26日、「沖縄を平和発信の場に」と、全国に向けて共同の努力を呼びかける緊急集会を開き、5月21日は、石垣、宮古、奄美からの参加者をも含めて、多くの若者が参加した2000人以上の集会とデモ行進を行いました。7月には、玉城デニー知事が中国を訪問する予定です。沖縄では「沖縄を平和のハブとする東アジア対話交流」の運動が始まろうとしています。

北海道護国神社慰霊大祭 レポート

旭川を拠点に活動する「政教分離を守る」北海道集会は、毎年6月5日に講演会を開催している。それは、北の靖国と言われる北海道護国神社で、6月5日を挟む三日間に亘って開かれる慰霊大祭への抗議の意がある。

北海道護国神社は、かつて大日本帝国陸軍第七師団が置かれた軍都旭川にあり、現在の自衛隊旭川駐屯地の目と鼻の先に位置するが、ロシアを睨んだ北辺の守りとして、この地の開拓を進めた屯田兵を祀ったのが始まりである。そこに明治戊辰戦争から日清・日露、「大東亜」戦争までに殉難・戦死した、北海道・樺太にゆかりのある63,156名が「英霊」として祀られているのだ。

創祀(そうし)122年となる今年の大祭は、コロナ対策の緩和によって、奉納行事の舞などが復活したそうだが、各町村から乗り合いバスで集った遺族会を初めとする参列者は、高齢化もあって年々数を減らしているという。それでも参道を挟んで設置されたパイプ椅子はかなり埋まっていた。また一般の参列者とは別に、一段高くなった本殿脇には、神社関係者と並んで、自衛隊幹部や政治家らの指定席が並ぶ。

式に先立ち司会の宮司が説明する大祭の意図は、天皇のもとに一つとなる日本を理想とする国の姿を説くもので、国のために死ぬことが尊いとされる。そこで紹介されたのが、敗戦の年に学徒出陣した特攻隊員塚本太郎の肉声の遺言。「父よ、母よ」と呼びかけて家族とのありふれた日常を懐古した後に続く言葉、「しかし僕はこんなにも幸福な家族の一員である前に、日本人であることを忘れてはならないと思うんだ。日本人、日本人、自分の血の中には三千年の間受け継がれてきた先祖の息吹が脈打っているんだ。鎧兜に身をかため、君の馬前に討死した武士の野辺路の草を彩ったのと同じ、同じ匂いの血潮が流れているんだ。そして今、怨敵(おんてき)を撃つべしとの至尊の詔(みことのり)が下された。」

彼がもし戦後を生きていたら、同じ言葉を口にするのだろうか。軍国主義の犠牲者の声が今なお利用されて、今を生きる人々に「日本人」としての誇りを訴える。しかも、その「日本人」とは、自分の価値観や大切な人や信じる宗教を重んじて生きるよりも、国のために戦い、命さえも惜しまない人でなければならないようだ。

そのような日本の国事殉難者と戦没者を御霊と讃え、守り神として国の安寧を祈願する大祭に、天皇は幣帛料(へいはくりょう)を供える。また全道から取り寄せられた海の幸や山の幸の神饌(しんせん)や、遺族会や戦友会らによる祭祀料、自衛隊や行政関係者らの玉串料が次々に捧げられていく。

このように政教が癒着したこの場所では、戦後78年を迎えようとしている今日まで、加害者としては過去の戦争を顧みることなく、犠牲者としてあり続けようとした日本の姿が垣間見える。そして、平和が祈願されつつも、それは民族の壁を超えられない限定的な平和であり、その壁の外にある「敵」の存在が常に意識されていることが、示唆される。

近年、ウクライナに侵攻したロシアの脅威によって、人々の心は恐怖と不信感で一杯になり、生活にも余裕がなくなっている。そのような中、北辺の守りとしての北海道に存在価値を再発見しようとする人々の心情の変化を感じないわけではない。

けれども、わたしたちは、国のため・天皇のために生きているのでも、死ぬのでもない。わたしたちが生きるにも死ぬにも、キリストのものとされている幸いを思う。そして、キリストのものとして、この国で平和を実現する者とされたいと切に願う。

畑知佳(遠軽教会牧師)

<編集後記>北海道中会ヤスクニ・社会問題委員会による北海道護国神社慰霊大祭の検証レポートを委員である遠軽教会の畑知佳先生に寄稿して頂きました。また、遠軽教会に保管されている富田満牧師が教団成立にあたって日基教会に宛てた書簡も同封します。この件について詳しい方、ぜひご連絡下さい。K.K.

822号ヤスクニ通信 2023年7月9日
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人・編集・発行 小塩海平(東京告白教会)